

京極町農業委員会総会議事録

(第10回令和6年6月27日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月27日 午後1時30分から 2時10分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (1 人)

7 番 行天英宏

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

船場会長

これより第10回京極町農業委員会総会を開会いたします。

最近はだんだん明るくなってきて、暑くなったり寒くなったりと、気温の変化が著しいので、体調管理に気をつけて下さい。畑のほうも干ばつ傾向にあり、苦労されてるかと思います。皆さん先に議案書に目を通されているかと思いますが、変わった案件もありますので、ご審議のほう宜しく願いいたします。

事務局

本日、事務局長は所用により欠席しております。また、7番行天委員は農協理事會により欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、1番酒井委員、2番森委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

1、第9回京極町農業委員会総会を、令和6年5月23日に京極町役場議員控室で開催しております。

2、令和6年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集會が5月27日から東京都文京シビックホール及び星陵會館で開催され、船場会長と事務局長が出席しております。

3、農業經營基盤強化促進法第18条第3項調査を、6月4日に堅田委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

4、農地法第5条調査を、6月14日に熊谷委員、行天委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、(株)〇〇〇〇所有地です。

5、山麓地区農業委員会協議會幹事會が6月17日にニセコ町役場で開催され、

事務局長が出席しております。

6、その他報告事項としまして、山麓地区農業委員会協議会研修会が7月18日に開催される予定となっております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和6年6月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者について。貸人、滝川市〇〇、株式会社〇〇〇〇。借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇株式会社。所在、字川西〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。外〇筆。合計〇筆〇〇㎡。転用の目的は、営農型ソーラーパネル設置のための一時転用となります。

次に、5条転用許可の内容について、議案書2ページからの審査表を基にご説明します。

番号1については、〇〇〇〇株式会社が当該農地に営農型ソーラーパネルを設置し、使用するための一時転用となります。

番号1について、申請地は、〇〇〇〇株式会社隣接農地でございます。京極町農業振興地域整備計画並びに農用地利用計画図により確認した結果、農用地区域内農地であることを確認しました。

転用可否の判断としましては、

- ・農用地区域内農地に一時的に営農型ソーラーパネルを設置とするために使用するものである。
- ・一時転用許可を行う場合には、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

①申請に係る転用期間が規定の区分に応じた期間内であり、下部の農地におけ

る営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

②営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

③下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること。

④農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。

⑤営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。

⑥営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

⑦位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

⑨支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

⑩申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

以上のことから農地一時転用の許可相当であると考えます。

なお、番号1については、北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可証を交付する取扱いとします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番について、議案書2ページからの審査表のとおり、6月14日に調査しました。番号1は、農用区域内となりますが、事務局が説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可相当とすることに問題ないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

酒井委員 一時転用の年数は何年ですか。

事務局 10年です。営農型太陽光発電施設の一時転用は、再度更新ができることとなっています。

粥川委員 通常、パネルの寿命はどのくらいですか。

事務局 一般的には15年ほどではないかという事でした。

粥川委員 農業委員会が入る部分ではないと思うが、一時転用終了後、パネルの処分がきちんとなされて、周りに迷惑がかからないようにして頂ければと思う。

清本委員 毎年収量報告があるんですか。

議 長 平均単収の80%を下回ると駄目、下回った場合は撤去しなさいと言うことができる。

酒井委員 今後、別の場所に申請をする予定はありますか。

事務局 増やす、減らす、ということは考えていないと言っていました。

議 長 実際の電力確保というよりも、ブラックアウトの時もそうでしたが、アピール的なこともあると思います。

他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書7ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の区分地上権の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和6年6月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。それでは、議案書8ページをご覧ください。

番号1。貸主。滝川市〇〇、株式会社〇〇〇〇。借主。京極町字〇〇番地〇、〇〇〇〇株式会社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、区分地上権。賃貸理由、ソーラーパネル設置のため。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

この案件については、前議案農地法第5条一時転用に伴う一連の手続きとなり、営農型太陽光発電に伴う地上権の設定の許可申請となります。

地上権とは工作物等を所有するためなどの目的で他人の土地を使用する権利で、今回の案件のように、設置者と営農者が異なる場合は、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に地上権の許可を受ける事が必要となっております。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとなっております、本案件については、農地法第3条の地上権設定要件を満たしていることから、許可することに問題ないと判断いたします。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して、番号1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番について、議案書9ページの調査書のとおり、6月14日に調査しました。営農型太陽光発電に伴う区分地上権設定の許可申請であるため、問題ありません。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

粥川委員 区分地上権というのは初めて聞きました。

事務局 営農型太陽光発電の一時転用許可申請と共に、区分地上権も一緒に設定しなければならぬためです。

酒井委員 賃貸料は発生しますか。

事務局 こちらでは設定せず、先ほどの5条転用で賃貸契約を交わしています。

議長 他に質疑ありますか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**
議案書10ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年6月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっており、利用権の再設定の計画が1件です。
番号1番について説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。
番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、有限会社〇〇〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年6月28日。終期、令和16年6月27日。期日、令和6

年6月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。
貸付理由、賃貸借契約更新のため。

議案第3号の番号1番につきましては、以上となります。

議長 ただいまの説明に関連して、番号1番を堅田委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

堅田委員 **【報告書朗読及び説明】**

番号1番について、議案書12ページの調査書のとおり、6月4日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案書3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、第10回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 7月25日（木）午後 1時30分